2021(令和3)年度 定期監査(本庁・支所等)結果に基づく措置状況等の報告(個別事項)

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

2. 監査対象年度 2021(令和3)年度

3. 監査結果報告 2022(令和4)年2月16日

所属等	定期監査結果(指摘事項)	措置状況等
文化交流課	阿山文化センターについて、上野図書 館分館を含めた施設全体の業務量を考 慮したうえで、適正な人員配置となる よう、引き続き連携し検討されたい。	【措置済】 措置日:令和3年4月1日施設内には現在、あやま文化センター2人、阿山図書室1人、阿山公民館(令和4年度から廃止)2人の人員配置となっています。あやま文化センター職員は、施設の受付業務や管理を行うほか、現在はコロナ禍のためイベント等は少なくなっていますが、自主事業の企画検討や準備、貸館事業での借主との調整、広報業務などの業務を行っており、その対応に職員2人は必要な状態です。また図書室には常時1人の配置が必要とのことから、現状として適正な人員配置と考えます。
上野図書館	分館職員(委託先)の配置について、ホール施設管理業務(文化交流課)を含めた施設全体の業務量を考慮したうえで、適正な人員配置となるよう、引き続き連携し検討されたい。	【措置済】 措置日:令和3年4月1日 阿山文化センターは、文化交流課が所管し、指 定管理による運営を行っています。同施設内に 設置する阿山図書室は、阿山公民館兼図書館が 所管し、業務委託による職員1名の配置で運営 を行っています。公民館兼図書室には市職員2 名が在籍していますが不在となるため、図書室 は上野図書館が所管し、継続して業務委託による図書室の運営を行います。図書室の配置人数 1名は適正と考えておりますが、緊急時等には 阿山文化センター職員と連携し対応します。